

広島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第一号

### 広島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(広島県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号ホ中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第四十四条第二項第一号中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち広島県個人情報保護条例第二条第四項の次に一項を加える改正規定中「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六条の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

第二条のうち広島県個人情報保護条例第二十八条に一項を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

### 附 則

この条例中第一条の規定は平成二十九年五月三十日から、第二条の規定は公布の日から施行する。